

6 京丹総監第20号
令和6年8月22日

京丹波町長 畠中 源一 様

京丹波町監査委員 山 本 透

京丹波町監査委員 谷 口 勝 巳

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された資料に基づき審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	比 較	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	—	14.12
② 連結実質赤字比率	—	—	—	19.12
③ 実質公債費比率	15.8	16.1	△0.3	25.0
④ 将来負担比率	66.6	76.3	△9.7	350.0

6 京丹総監第21号
令和6年8月22日

京丹波町長 畠中 源一 様

京丹波町監査委員 山 本 透

京丹波町監査委員 谷 口 勝 巳

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された
資料に基づき審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会計の名称	令和5年度 資金不足比率	令和4年度 資金不足比率	比 較	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	—	—	20.00
国保京丹波町病院事業会計	—	—	—	
水道事業会計	—	—	—	